

最高裁家三第214号

(庶ろー03)

平成28年3月22日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局家庭局長 村 田 斉 志

首席家庭裁判所調査官事務打合せの開催について（通知）

標記の事務打合せの開催について、別紙のとおり家庭裁判所長宛てに通達しました。

(別紙)

最高裁家三第212号

(庶ろ-03)

平成28年3月22日

家庭裁判所長 殿

{	東京, 大阪, 名古屋, 広島,
	福岡, 仙台, 札幌, 高松

最高裁判所事務総局家庭局長 村 田 斉 志

首席家庭裁判所調査官事務打合せの開催について (通達)

標記の事務打合せを下記のとおり開催しますので、貴庁の首席家庭裁判所調査官
を出席させてください。

記

- | | | | |
|---|------|---|--------|
| 1 | 主催 | 最高裁判所 | |
| 2 | 期日 | 5月20日(金) | |
| 3 | 場所 | 最高裁判所中会議室 | |
| 4 | 協議事項 | 高等裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官
が行う調整事務に関し考慮すべき事項 | |
| 5 | 出席者 | 各高等裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の首席家庭裁判所調査
官 | 8人 |
| 6 | 参列員 | 東京家庭裁判所判事 | 2人 |
| | | | 合計 10人 |

(庶ろ－０３)

平成２８年３月２２日

家庭裁判所長 殿 { 東京，大阪，名古屋，広島，
福岡，仙台，札幌，高松 }

最高裁判所事務総局家庭局長 村 田 斉 志

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて，首席家庭裁判所調査官事務打合せの開催について，本日付け最高裁家三第
２１２号により通達しました。この事務打合せは，年度当初に所在地首席家庭裁判
所調査官の調整事務の方向性について意思統一を図るとともに，調整事務をより実
効性のあるものとすることを目的としており，別紙記載の事項に重点を置いて協議
を行いたいと考えておりますので，よろしくお願いします。

なお，事務打合せの進行予定等については，追って連絡します。 敬 具

(別紙)

1 所在地首席家裁調査官が行う調整事務の充実及び強化に関する事項

効果的な管内調整のための具体的な方策

所在地首席家裁調査官は、高等裁判所の命により、当該高等裁判所の管轄区域内の家庭裁判所の首席家裁調査官が行う事務を調整する職務を担っている。この調整事務は、所在地首席家裁調査官が高等裁判所と打合せを行い、具体的な調整事項、方法等を決めて実施しているが、これまで調整事務に関して、所在地首席家裁調査官の間での情報交換、意見交換等が十分に行われてこなかったこともあって、調整事務の内容や方法に差が見られる状況にあり、結果として、各種課題への取組の進捗状況にも高等裁判所の管轄区域ごとに差が生じている。

本事務打合せにおいては、所在地首席家裁調査官の調整事務を、これまで以上に実効性及び効率性の高いものとするために、調整事務の現状を踏まえて課題を明らかにし、今後、調整事務を具体的にどのように行っていけばよいのかについて協議する。

2 首席家裁調査官が行う指導監督の充実及び強化に関する事項

- (1) 調査事務の具体的な内容、方法を言語化し、関係職種との間で共通認識を構築した上で、行動科学の専門的知見を事件処理に有効に活用し、より質の高い調査事務を実践するための方策

昨年度から、家庭裁判所の機能の充実・強化に資するために、家裁調査官が調査事務の具体的な内容等を言語化して、関係職種との間で議論して共通認識を形成する取組を進めている。各庁の取組を見ると、調査命令の種類について関係職種と認識を共有するなどの成果を上げることができたが、調査事務の具体的な内容等を言語化する取組を更に進める過程で、個々の家裁調査官により調査の方法、分析・評価の考え方等に大きな違いがあることが明確に意識され、調査事務の具体的な内容等を適切に言語化するためには、言語化の対象として行動科学の知見に基づく調査事務のスタンダードを形成しておく必要があると認識されてきている。また、各庁におけるこれまでの取組の成果を事件処理に反

映させ、家裁調査官一人一人がこれを確実に実行し、より質の高い調査事務を継続的に行っていくための具体的方策が求められている。

本事務打合せにおいては、この取組を更に着実に進展させるため、今年度における効果的な取組の進め方、到達目標等について意見交換し、共通認識を形成するとともに、所在地首席家裁調査官として、管内の首席家裁調査官に取組の要諦をしっかりと理解させ、充実した取組を行わせるための方策について協議する。

(2) 組織的な事務処理によって、質の高い調査事務を実践していくための取組

平成27年度までに、多くの家庭裁判所において、組の家裁調査官に分配される事件について、事案や組の家裁調査官の課題を踏まえ、主任家裁調査官が分配時から意見提出時までを見通して、計画的に指導し、調査の質を確保するための態勢を構築した。これまでの指導監督の運用を考えると、主任家裁調査官の意識は、個別指導の充実に向きがちであるが、このような組織的な事務処理態勢を十全に機能させていくためには、主任家裁調査官が組の人的資源を最大限に活用し、組の調査事務を適切にマネジメントすることによって質の高い調査事務を実現するという視点が重要である。しかし、現時点では、この点が十分に意識されておらず、主任家裁調査官が行うマネジメントの具体的なイメージも共有されていないのが実情であると思われる。

本事務打合せにおいては、各庁における取組が調査の質の確保及び向上に実効性のあるものとするために、主任家裁調査官による組の調査事務のマネジメントの具体的な内容及び方法について意見交換し、共通認識を形成した上で、主任家裁調査官のマネジメント機能を高めるための具体的な方策を協議する。

(3) 補導委託の活性化に向けた取組を実効的なものとするための方策

補導委託先との連絡調整や補導委託先として利用できる社会資源の開発は、首席家裁調査官の重要な役割である。補導委託の実施件数が減少傾向にあることを踏まえ、補導委託が必要な事案で確実に実施されているかとの問題意識から、各庁において実情把握が進められ、具体的な問題の所在が明らかになって

きており、補導委託を適切に活用していくための新たな取組を検討、実践する庁も増えてきている。

今後は、首席家裁調査官がリーダーシップを発揮して、補導委託の活性化に向けた取組を着実に進め、補導委託の活用が補導委託への理解や期待を高め、それが活用件数を更に増加させるという好循環を生むことが期待される。

本事務打合せにおいては、補導委託の活性化に向けた実効性の高い工夫や取組について意見交換し、共通認識を形成するとともに、所在地首席家裁調査官として、管内各庁の取組を支援する方策について協議する。

(庶ろー03)

平成28年3月22日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局家庭局長 村 田 斉 志

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、首席家庭裁判所調査官事務打合せについて、別紙のとおり家庭裁判所長宛てに書簡を発しました。

敬 具

(別紙)

(庶ろ－０３)

平成２８年３月２２日

家庭裁判所長 殿

{	東京，大阪，名古屋，広島，
	福岡，仙台，札幌，高松

最高裁判所事務総局家庭局長 村 田 斉 志

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて，首席家庭裁判所調査官事務打合せの開催について，本日付け最高裁家三第
２１２号により通達しました。この事務打合せは，年度当初に所在地首席家庭裁判
所調査官の調整事務の方向性について意思統一を図るとともに，調整事務をより実
効性のあるものとすることを目的としており，別紙記載の事項に重点を置いて協議
を行いたいと考えておりますので，よろしくお願いします。

なお，事務打合せの進行予定等については，追って連絡します。 敬 具

(別紙)

1 所在地首席家裁調査官が行う調整事務の充実及び強化に関する事項

効果的な管内調整のための具体的な方策

所在地首席家裁調査官は、高等裁判所の命により、当該高等裁判所の管轄区域内の家庭裁判所の首席家裁調査官が行う事務を調整する職務を担っている。この調整事務は、所在地首席家裁調査官が高等裁判所と打合せを行い、具体的な調整事項、方法等を決めて実施しているが、これまで調整事務に関して、所在地首席家裁調査官の間での情報交換、意見交換等が十分に行われてこなかったこともあって、調整事務の内容や方法に差が見られる状況にあり、結果として、各種課題への取組の進捗状況にも高等裁判所の管轄区域ごとに差が生じている。

本事務打合せにおいては、所在地首席家裁調査官の調整事務を、これまで以上に実効性及び効率性の高いものとするために、調整事務の現状を踏まえて課題を明らかにし、今後、調整事務を具体的にどのように行っていけばよいのかについて協議する。

2 首席家裁調査官が行う指導監督の充実及び強化に関する事項

(1) 調査事務の具体的な内容、方法を言語化し、関係職種との間で共通認識を構築した上で、行動科学の専門的知見を事件処理に有効に活用し、より質の高い調査事務を実践するための方策

昨年度から、家庭裁判所の機能の充実・強化に資するために、家裁調査官が調査事務の具体的内容等を言語化して、関係職種との間で議論して共通認識を形成する取組を進めている。各庁の取組を見ると、調査命令の種類について関係職種と認識を共有するなどの成果を上げることができたが、調査事務の具体的内容等を言語化する取組を更に進める過程で、個々の家裁調査官により調査の方法、分析・評価の考え方等に大きな違いがあることが明確に意識され、調査事務の具体的内容等を適切に言語化するためには、言語化の対象として行動科学の知見に基づく調査事務のスタンダードを形成しておく必要があると認識されてきている。また、各庁におけるこれまでの取組の成果を事件処理に反

映させ、家裁調査官一人一人がこれを確実に実行し、より質の高い調査事務を継続的に行っていくための具体的方策が求められている。

本事務打合せにおいては、この取組を更に着実に進展させるため、今年度における効果的な取組の進め方、到達目標等について意見交換し、共通認識を形成するとともに、所在地首席家裁調査官として、管内の首席家裁調査官に取組の要諦をしっかりと理解させ、充実した取組を行わせるための方策について協議する。

(2) 組織的な事務処理によって、質の高い調査事務を実践していくための取組

平成27年度までに、多くの家庭裁判所において、組の家裁調査官に分配される事件について、事案や組の家裁調査官の課題を踏まえ、主任家裁調査官が分配時から意見提出時までを見通して、計画的に指導し、調査の質を確保するための態勢を構築した。これまでの指導監督の運用を考えると、主任家裁調査官の意識は、個別指導の充実に向きがちであるが、このような組織的な事務処理態勢を十全に機能させていくためには、主任家裁調査官が組の人的資源を最大限に活用し、組の調査事務を適切にマネジメントすることによって質の高い調査事務を実現するという視点が重要である。しかし、現時点では、この点が十分に意識されておらず、主任家裁調査官が行うマネジメントの具体的なイメージも共有されていないのが実情であると思われる。

本事務打合せにおいては、各庁における取組が調査の質の確保及び向上に実効性のあるものとするために、主任家裁調査官による組の調査事務のマネジメントの具体的な内容及び方法について意見交換し、共通認識を形成した上で、主任家裁調査官のマネジメント機能を高めるための具体的方策を協議する。

(3) 補導委託の活性化に向けた取組を実効的なものとするための方策

補導委託先との連絡調整や補導委託先として利用できる社会資源の開発は、首席家裁調査官の重要な役割である。補導委託の実施件数が減少傾向にあることを踏まえ、補導委託が必要な事案で確実に実施されているかとの問題意識から、各庁において実情把握が進められ、具体的な問題の所在が明らかになって

きており、補導委託を適切に活用していくための新たな取組を検討、実践する庁も増えてきている。

今後は、首席家裁調査官がリーダーシップを発揮して、補導委託の活性化に向けた取組を着実に進め、補導委託の活用が補導委託への理解や期待を高め、それが活用件数を更に増加させるという好循環を生むことが期待される。

本事務打合せにおいては、補導委託の活性化に向けた実効性の高い工夫や取組について意見交換し、共通認識を形成するとともに、所在地首席家裁調査官として、管内各庁の取組を支援する方策について協議する。

最高裁家三第284号

(庶ろー03)

平成28年4月21日

東京家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局家庭局長 村 田 齊 志

首席家庭裁判所調査官事務打合せへの参列員の出席について

(依頼)

標記の事務打合せについては、3月22日付け最高裁家三第212号当職通達「首席家庭裁判所調査官事務打合せの開催について」によりお知らせしたところですが、同通達記6記載の参列員として、下記の者を出席させるよう、よろしくお取り計らいください。

記

判事 川 本 清 巖

同 浦 野 真美子

最高裁家三第285号

(庶ろ-03)

平成28年4月21日

東京高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局家庭局長 村 田 斉 志

首席家庭裁判所調査官事務打合せへの参列員の出席について

(通知)

標記の事務打合せへの参列員の出席について、別紙のとおり東京家庭裁判所長宛てに依頼しました。

(別紙)

最高裁家三第284号

(庶ろ-03)

平成28年4月21日

東京家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局家庭局長 村 田 斉 志

首席家庭裁判所調査官事務打合せへの参列員の出席について

(依頼)

標記の事務打合せについては、3月22日付け最高裁家三第212号当職通達「首席家庭裁判所調査官事務打合せの開催について」によりお知らせしたところですが、同通達記6記載の参列員として、下記の者を出席させるよう、よろしくお取り計らいください。

記

判事 川 本 清 巖

同 浦 野 真美子

最高裁家三第290号

(庶ろ-03)

平成28年4月22日

家庭裁判所事務局長 殿 { 東京, 大阪, 名古屋, 広島,
福岡, 仙台, 札幌, 高松 }

最高裁判所事務総局家庭局第一課長 和 波 宏 典

首席家庭裁判所調査官事務打合せの日程等について（通知）

標記の事務打合せの日程等については、下記のとおりです。

記

1 場所

最高裁判所中会議室（事務北棟2階）

2 日程

月日	時間	9:30～12:05		13:00～17:40
		事務総長挨拶 協 議	休憩 (昼食会)	協 議
5月20日(金)				

最高裁家三第291号

(庶ろ-03)

平成28年4月22日

高等裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局家庭局第一課長 和 波 宏 典

首席家庭裁判所調査官事務打合せの日程等について（通知）

標記の事務打合せの日程等について、別紙のとおり家庭裁判所事務局長宛てに通知しました。

(別紙)

最高裁家三第290号

(庶ろ-03)

平成28年4月22日

家庭裁判所事務局長 殿 { 東京, 大阪, 名古屋, 広島,
福岡, 仙台, 札幌, 高松 }

最高裁判所事務総局家庭局第一課長 和 波 宏 典

首席家庭裁判所調査官事務打合せの日程等について (通知)

標記の事務打合せの日程等については、下記のとおりです。

記

1 場所

最高裁判所中会議室 (事務北棟2階)

2 日程

月日	時間	9:30~12:05		13:00~17:40
5月20日 (金)		事務総長挨拶 協議	休憩 (昼食会)	協議

(庶ろー03)

平成28年8月4日

高等裁判所長官 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局家庭局長 村 田 斉 志

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当局において、5月に開催された首席家庭裁判所調査官事務打合せにおける協議の結果について、別紙のとおり取りまとめましたので、送付します。

各家庭裁判所におかれては、各庁の首席家庭裁判所調査官が、前記事務打合せにおいて協議された内容も踏まえて、各庁における取組を推進する際の参考にできるようお取り計らいください。また、裁判官を始めとする関係職員に別紙の趣旨を周知するなどして、家庭裁判所調査官の調査事務等に係る取組、検討が、家庭裁判所の機能の充実・強化に資するものとして庁全体として進められるよう、よろしくお取り計らいください。

なお、各高等裁判所におかれては、前記事務打合せの結果を踏まえ、管内の各家庭裁判所における今後の取組、検討が円滑に進められるよう、御配慮ください。

敬 具

(別紙)

首席家庭裁判所調査官事務打合せにおける協議の結果

第1 家庭局関係

1 所在地首席家裁調査官が行う調整事務の充実及び強化に関する事項

所在地首席家裁調査官が行う調整事務について、その位置付けや目的を改めて確認するとともに、その目的を達成するためには、管内の家庭裁判所における調査事務の実情を的確に把握し、これまで以上に実効性及び効率性の高い調整事務を積極的に行う必要があることについて認識が一致し、そのための具体的な方策について協議した。

2 首席家裁調査官が行う指導監督の充実及び強化に関する事項

(1) 調査事務の具体的な内容、方法を言語化し、関係職種との間で共通認識を構築した上で、行動科学の専門的知見を事件処理に有効に活用し、より質の高い調査事務を実践するための方策

平成27年度に各庁で行われた調査事務の言語化の取組の成果を踏まえ、平成28年度にこの取組を更に進展させていくための方策等について協議した。

所在地首席家裁調査官からは、この取組の目的は、関係職種の理解を得るために家裁調査官を活用する場面等を整理することのみならず、この取組に家裁調査官一人一人が主体的に関わり、在るべき調査事務の内容、方法等について真剣に議論することによって、標準的な調査事務の在り方が意識され、調査事務の質を向上させるということにもあるとの認識が示され、平成28年度の課題として、家裁調査官一人一人が高い意識を持って取り組むことができるよう、取組の意義を家裁調査官一人一人に十分に浸透させる必要があることが確認された。また、行動科学の知見を活用した調査の内容、方法を言語化することは難度の高い課題であるが、調査事務の質の向上のためには、

どうしても乗り越えなければならない課題であるとの認識で一致し、そのための具体的な取組の計画、工夫等が紹介された。取組の進め方について、管内各庁の取組が区々とならないよう、所在地首席家裁調査官がリーダーシップを発揮する必要があるが、そのためには、所在地家裁が率先して積極的な取組を行うことが重要であり、その成果を踏まえつつ、各庁の主体的な取組を促す工夫が必要であるとの指摘があった。さらに、平成27年度の各庁における取組の成果を積極的に活用するとともに、裁判官からの適時適切な調査命令や、調査の質の向上につながっているかどうかを検証していくことの重要性が確認された。

(2) 組織的な事務処理によって、質の高い調査事務を実践していくための取組

平成27年度までに多くの庁で組織的な事務処理の推進に向けた態勢作りが行われたことを踏まえ、この態勢の下で、家裁の機能の充実・強化に資する、より質の高い調査を実践していくために必要な方策等について協議した。

協議では、質の高い調査事務を実現させていくために、これまでの主任家裁調査官による個別指導を中心とする考え方から、主任家裁調査官が組の全ての事件を把握し、組の家裁調査官の力量や経験、事案の性質等を勘案して、組全体として最も適切な調査の進め方を計画し実行する、という主任家裁調査官による組のマネジメント機能を重視する考え方に転換していくことが重要であるという認識が共有された。しかし、これまで組のマネジメントについて強調されることがなかったことから、このような意識は主任家裁調査官にまだ根付いておらず、所在地首席家裁調査官としては、今後、主任家裁調査官に対して組のマネジメントの意義を浸透させ、マネジメント能力を向上させる取組を各高裁管内で積極的に進めていくことが重要であるという認識で一致した。

(3) 補導委託の活性化に向けた取組を実効的なものとするための方策

補導委託の活性化に向けて、平成27年度から進められている各庁の取組

の実情を確認したが、効果が十分に上がっているとはいえない実情が明らかになり、所在地首席家裁調査官においては、管内各庁の取組の状況を把握し、他庁で実践され、有効であった工夫について情報の共有を図るなどして各庁が確実に実行していくようにサポートすることが必要であることが確認された。

第2 人事局関係

家裁調査官の人事管理に関し考慮すべき事項

[Redacted text block]

第3 裁判所職員総合研修所関係

家裁調査官の養成・研修及び研究の在り方について

1 家裁調査官任官後の研修体系について

家裁調査官任官後の研修体系の改編に基づき、平成28年度から実施することになった新規研修（「応用研修」及び「特別研修」）について協議した。

6月実施の応用研修については、裁判所職員総合研修所（以下「総研」とい

う。)において各種準備が進められているところ、所在地首席家裁調査官からは、総研から事前に研修の概要や課題が示されたこともあって、参加研修員はおおむね前向きな受け止め方で研修に臨もうとしているとの実情が報告された。

平成29年1月に実施予定である特別研修については、カリキュラム策定の進捗状況を説明し、今後のテーマ選定の在り方等について意見交換を行った。

2 平成28年度の総研調査官研修部の研究について

指定研究及び実務研究（個人・共同）の概要を説明し、引き続き裁判実務に役立つ研究となるよう尽力していくことを確認した。

3 養成課程生の実務修習の在り方について

グループ修習の運営の在り方について、その基本を改めて確認し、各庁における指導担当者の指導方法を再点検する必要性について認識を共有した。その上で、各庁の実情と課題について意見交換を行った。